

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、
原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を
自治体から家主さんに支給します。

(これまで)

- ・対象：離職・廃業から2年以内の方
- ・要件：ハローワークへの求職申し込みが必要

対象の拡大 (4月20日～)

**休業等により収入を得る機会が減少し、
離職等と同程度の状況にある方も対象**

更に使いやすい制度へ (4月30日～(予定))

ハローワークへの求職申し込みが不要に

支給上限額 (大分県の場合)

(大分市の目安) 単身世帯：29,000円、2人世帯：35,000円、3人世帯：38,000円
(別府市の目安) 単身世帯：28,000円、2人世帯：34,000円、3人世帯：36,000円
(上記以外の目安) 単身世帯：26,600円、2人世帯：32,000円、3人世帯：34,600円

受給を希望する場合は、お住まいの市町村の自立相談支援窓口にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**まずは電話にてご相談いただきますようお願いいたします。**